



指名停止処分について

- 1 趣 旨 業務に関する法令違反
- 2 業 者 山政建設 株式会社 代表取締役 山西 勝蔵
香川県木田郡三木町鹿伏402-1
- 3 期 間 令和7年3月14日から令和7年6月13日まで（3カ月間）
- 4 概 要 上記業者の元役員は、同社が請け負った四国地方整備局発注の工事において、令和5年12月15日に発生した工事関係者事故に関し、東かがわ労働基準監督署長に遅滞なく報告しなければならないところ、下請業者などと共謀し、報告を怠ったとして、高松簡易裁判所から労働安全衛生法違反で罰金の判決を受け、令和7年2月1日にその判決が確定した。
このことは、坂出市建設工事指名停止等措置要領別表第25号（業務に関する法令違反）に該当するため指名停止を行う。

【問合先】

坂出市総務部総務課契約係

TEL 0877-44-5002（内線143）

FAX 0877-46-4056